

判決年月日	平成28年3月16日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成27年(行ケ)10193号		
○ 本願商標及び引用商標とは、称呼及び観念が同一であり、各外観の差異はあるものの、称呼及び観念の同一性をしのぐほどのものではないとして、類似すると判断された事例			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(関連する権利番号等) 商願2013-100128号, 不服2014-26744号, 商標登録番号第1716052号 (引用商標)

判 決 要 旨

【本願商標】



指定商品：第14類「時計，キーホルダー，身飾品」

【引用商標】

コールマン

指定商品：第14類「時計，時計の部品および附属品」

1 本願商標に係る拒絶査定不服審判請求について、審決は、本願商標と引用商標は、外観において相違するものの、「コールマン」との称呼で同一であり、観念についても、共に原告の周知ブランドである「Coleman」を想起させるものであるから、互いに類似するものであり、本願商標は、商標法4条1項11号に該当する旨判断した。

2 本判決も、以下のとおり、本願商標は、商標法4条1項11号に該当し、同旨の審決の判断に誤りはないと判断した。

(1) 称呼について

本願商標及び引用商標のいずれからも、「コールマン」との称呼が生じる。

(2) 観念について

本願商標に関する取引の実情等に鑑みれば、本願商標からは、原告のブランドとの観念が生じる。

本願商標が付された商品が、アウトドア・キャンプ用品のみならず、日用品として使用可能な商品についても販売されていることから、「コールマン」は、日用品の取引者、需要者の間で原告のブランドを示すものとしても、認識されていることが推認できる。そうすると、日本国内の時計に係る取引者、需要者は、「コールマン」について、原告のブランドを示すものとしても認識するということができるから、引用商標から、原告のブランドとの観念も生じるものということができる。

以上のとおり、本願商標及び引用商標のいずれからでも、原告のブランドとの観念が生じ、したがって、両商標からは同一の観念が生じる。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標の各外観の差異は、上記の称呼及び観念の同一性をしのぐほどのものではない。

したがって、本願商標と引用商標は、出所につき誤認混同を生ずるおそれがあり、両商標は類似するものということができる。

(4) 指定商品について

本願商標の指定商品のうち「時計」は、引用商標の指定商品と同一又は類似のものである。

(5) 結論

したがって、本願商標は、商標法4条1項11号に該当する。

以 上